

事業所用太陽光発電の共同購入事業業務仕様書

この事業所用太陽光発電の共同購入事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、事業所用太陽光発電の共同購入事業（以下「本事業」という。）の内容を示すものであり、本事業を実施する事業者（以下「連携事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について確実に履行しなければならない。

1 事業名

事業所用太陽光発電の共同購入事業

2 事業の目的

県では、温室効果ガス排出量を削減し、2050年脱炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいる。

そこで、県内事業所に太陽光発電の導入を希望する事業者（以下「導入希望者」という。）を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促すとともに、設置事業者の適格性等を連携事業者が審査することにより、品質等を担保し、太陽光発電の更なる普及拡大を図ることを目的とする。

3 事業の概要

(1) 事業の概要

本事業は、導入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促すとともに、設置事業者の適格性等を連携事業者で審査することにより、品質等を担保し、事業所用の太陽光発電（10kW以上）の普及拡大を図る事業である。導入方法は、自己所有型^{*1}を必須とした上で、第三者保有方式（PPA方式）^{*2}やリース方式に対応することも可能とする。県は、ホームページ等を活用して、本事業に関する広報等の支援を行うものとする。

※1 太陽光発電についての図面の設計から、機器・部材の調達、パネルの設置から検査までを一括で行い、導入希望者に設備を販売する仕組み

※2 太陽光発電事業者の負担で導入希望者の敷地内に太陽光発電等を設置、所有、維持管理をし、発電された電気を導入希望者に供給する仕組み

(2) 事業の流れ

連携事業者は、以下の事項を実施することで、導入希望者と設置事業者を仲介し、事業を円滑に実施する。

- ・本事業の連携事業者は、広告宣伝を行うことで導入希望者を募集する。
- ・連携事業者は導入希望者数等を集約し、事前に設定した要件に基づき選定資格を付与した設置事業者を設置予想件数等の情報提供を行う。
- ・連携事業者は選定資格を付与した設置事業者を対象として、太陽光発電の設置費用に関して公募を実施することで、安全及び確実かつ安価な価格で設置できる設置事業者を決定する。
- ・連携事業者は設置事業者決定後、導入希望者に対し、設置事業者が提示した設置金額等を

示し、太陽光発電の導入意思の確認を行う。導入を決めた導入希望事業者（以下「購入者」という。）は相対契約で設置事業者と契約を結び、太陽光発電を設置する。

(3) 事業の実施時期（令和6年度を例とした目安）

導入希望者の募集開始：令和6年4月頃

導入希望者の募集終了：令和6年8月頃

設置事業者の決定：令和6年6月頃

現地調査、見積りの提示等：令和6年7月頃から令和7年3月31日（日）まで

太陽光発電の設置開始：令和6年8月頃から

なお、上記スケジュールについては、連携事業者決定後、県と調整することとする。

(4) 事業の実施地域

県内全域

4 業務内容

下記の内容について、随時県と協議の上、決定及び実施するものとする。

(1) 実施体制の構築及び統括責任者等の選任

ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。

イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業又は類似の事業^{*}に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者を選任すること。

※再生可能エネルギーに関連する共同調達事業等（以下同じ）

ウ 業務の実施に当たっては、統括責任者の下にプロジェクトリーダーを選任すること。プロジェクトリーダーは、実務を主導する立場として、本事業又は類似の事業に従事した経験があり、業務の実施について専門的な知見を有する者を選任すること。

(2) 事業計画の策定等

ア 事業計画の策定に係る市場調査及び市場分析を行うこと。

イ 事業計画を策定すること。

ウ 事業スケジュール表を作成すること。

(3) 広告宣伝

ア 広報計画を策定し効果的な広告宣伝を行うこと。

イ 広報スケジュール表の作成を行うこと。

(4) ホームページの構築及び運用等

ア 本事業に係る総合サイト（以下「総合サイト」という。）の構築、運用、メンテナンスを行

うこと。

イ 総合サイトを使用した導入希望者及び設置事業者の受付を行うこと。

ウ 総合サイトの構築、運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。

エ 総合サイトでは、県の許可を得た場合を除き、本事業以外の広告・宣伝を行わないこと。

オ 総合サイトにおいては、どの広報媒体宣伝からアクセスしたかカウントできるよう構築することとし、アクセス状況について県に報告すること。

(5) 設置事業者の公募等

ア 事業所用太陽光発電については、自己所有型に必ず対応すること。なお、自己所有型に対応した上で、第三者保有方式（PPA方式）やリース方式に対応することは差し支えない。その場合、契約期間終了後の当該設備所有権の移転については、導入希望者と事前に取り決めを行うものとする。

イ 太陽光発電を安全及び確実かつ安価な価格で設置できる設置事業者を公募により選定するため、県と協議の上、選定基準を作成すること。

ウ 設置事業者の公募は、公平性を担保するため、総合サイトで行うとともに、スケールメリットを活かした価格低減を図るため、可能な限り多くの媒体を用いて幅広く行うこと。

エ 選定基準に基づいた設置事業者の審査を行うこと。

オ 選定過程及び結果は、速やかに県へ報告すること。

カ 選定された設置事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること^{*}。また、契約書には必ず次の内容を明記すること。

(ア) 設置に関する苦情やトラブル等が発生しないよう、設置事業者は、関係法令を遵守して、太陽光発電の設置に当たること。

(イ) 万が一、設置に関する苦情やトラブル等が発生した場合には、設置事業者が誠意を持って対応するとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、連携事業者へ報告すること。

(ウ) 設置事業者が苦情やトラブル等を解決できない場合には、連携事業者が案件を引継ぎ、誠意を持って問題解決に当たるとともに、対応した日時、場所、内容等を記録し、設置事業者へ報告すること。

キ 苦情やトラブル等については、上記カ(イ)、(ウ)で作成した記録を付して、速やかに県へ報告すること。

ク 選定された設置事業者の決定金額及び設置条件等を導入希望者へ提示し、現地調査等を踏まえ、最終的な見積金額を提示した上で、最終的な導入意思の確認を行うこと。

ケ 太陽光発電の設置に関する契約が導入者及び設置事業者間で締結されるまでは、必要に応じて両者の手続き等について支援すること。

※ 太陽光発電の設置に関する契約は導入者と設置事業者の相対契約となるため、導入者と連携事業者間に契約関係は生じない。

(6) 問合せ対応

ア 問合せ及び苦情へ対応するため、問合せ窓口の設置及び運用を行うこと。

イ 問合せ及び苦情については、全て問合せ窓口で対応すること※。

ウ 問合せ窓口で問合せ及び苦情へ対応する者への研修を行うこと。

エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

オ 県に対する問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。なお、問合せ及び苦情が発生した日時、場所、内容等を記録し、県へ報告、引継ぎを行うこと。

カ 問合せ窓口以外の問合せ及び苦情(本社等への問合せ及び苦情)についても対応すること。

キ 問合せ対応業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者を選任すること。

※ 問合せ窓口は、全ての問合せ及び苦情の一義的な窓口となるが、設置事業者と導入者間の契約に係る問合せや苦情、設置に係る技術的な問合せや苦情等については、対応した日時、場所、内容等を記録し、設置事業者へ報告、引継ぎをすること。

(7) アンケート調査

ア 導入者を対象としたアンケート調査票の作成、回収、集計を行うこと。

イ アンケートの内容については、事前に県と十分な調整を行い決定すること。また、アンケートの回収率を上げる取組みを実施すること。

(8) 収益

- ・ 連携事業者の収益は設置事業者から得る契約件数もしくは設置規模に応じた手数料とする。なお、手数料の金額は設置事業者が回避したと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、導入者より直接利益を得る行為は禁止する。

(9) その他

ア 連携事業者は関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。

イ 本事業の実施に伴い発生する著作権（財産権）（著作権法第21条から第28条の権利）は、原

則、著作者の許可を得ず、無償で行使することができることとする。

ウ 仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、県と協議のうえ、業務を進めることとする。

5 広報についての協議等

- (1) 連携事業者は、広報内容について県と協議して定めるものとする。また、広報に神奈川県の名称等を用いる場合は、必ずその都度、県の了解を得ることとする。
- (2) 連携事業者は、広報用の資料等を県に提供し、広報に協力するものとする。
- (3) 連携事業者は、本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申し込みがあった場合は、原則として事前に県の了解を得るものとする。

6 実績報告書の提出等

連携事業者は、以下のものについて、毎年3月31日までに県に提出するものとする。

- (1) 実績報告書
 - ・ 事業の実施状況
 - ・ 広報計画の実績
 - ・ 市町村別の登録件数、契約件数、契約容量 (kW) 、契約破棄件数 等
- (2) チラシ等の広報にかかる作成物及びその電子データ
- (3) その他
 - ・ 事業実施にあたり行ったアンケートの集計結果 等

7 連携期間

令和6年4月1日(月)から令和9年3月31日(水)まで

ただし、事業完了が令和9年3月31日を経過する場合は、連携事業者は、令和9年3月20日までに、事業完了が有効期間を経過する理由を記載した書面を県に提出し、県の承認を受けるものとし、当該事業については、本協定に基づき実施するものとする。

8 その他

- (1) 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告し、県と連携事業者が協議したうえで決定する。
- (2) 連携事業者は、本業務に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、事業実施期間中及び事業終了後を問わず、第三者に漏えいしてはならない。ただし、県に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においてはこの限りではない。
- (3) その他この本事業に関して必要な事項が発生した場合は、県と連携事業者が協議したうえで決定する。